運営指導（実地指導）関係

介護サービス指導室
令和４年１０月

居宅サービスの運営指導（実地指導）における主な指摘事項

①　勤務表は、原則として月ごとに作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係を明確にする必要があるが、勤務表に常勤・非常勤の別、機能訓練指導員と看護職員等が記載されていなかったので、今後はこれらの内容を明確に記載すること。

〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第１０１条

②　サービス提供の記録が作成されていなかったり、具体的なサービス内容を記録していなかった。今後は具体的なサービス内容を記録しておくこと。

〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第１９条

③　重要事項説明書に、第三者評価の実施状況が記載されていない等の不備があったので、修正すること。

〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第８条

④　サービス担当者会議等において、利用者・家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないが、同意を得ていなかったので、文書により同意を得ること。

〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第３３条

⑤　通所介護サービスの送迎について、利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となり、送迎の減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置づけた上で、実際の送迎の有無を確認のうえ、送迎を行っていなければ減算となる。今後は計画に送迎を位置づけたうえで、送迎減算の有無を確認すること。

〇指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準　別表６注２２

居宅サービスの運営指導（実地指導）における主な指摘事項

⑥　人権擁護推進員、災害対策推進員、衛生管理推進員が任命されていないので、任命すること。
〇和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等条例　第４条・第５条・第６条

⑦　入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスを提供した日から５年間保存しなければならないが、２年間しか保存していないので、５年間保存しておくこと。
〇和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等条例　第３条２項

⑧　各種研修の記録が保存されていなかったので、記録し保存すること。
〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第３０条２項等

⑨　事故発生時の記録が保存されていなかったので、記録し保存すること。
〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第３７条２項等

⑩　苦情処理の記録が保存されていなかったので、記録し保存すること。
〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第３６条２項等